

名古屋港管理組合公報

平成16年8月13日
(金曜日)
第336号

目次 告示

○放置自動車の廃物認定	1
辞令	
○丸山明	1
審議会事項	
○名古屋港審議会委員の任免	2

告示

名古屋港管理組合告示第37号

名古屋港管理組合放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成14年名古屋港管理組合条例第7号）第4条の規定に違反し、港湾施設等に放置されている自動車について廃物と認定するため、同条例第10条第3項の規定に基づき次のように告示する。

平成16年8月13日

名古屋港管理組合管理者
愛知県知事 神田 真秋

- 1 下記の自動車の所有者等は、平成16年8月27日までにこの自動車を撤去すること。
- 2 上記期限までに撤去されない場合は、廃物と認定し、管理者又は管理者の命じた者若しくは委任した者が、下記物件の所有者等の負担において処分等を行う。
- 3 問い合わせ先 港営部港営課庶務係

整理番号	所在地	車種等	登録番号等	塗色
15飛003	海部郡飛島村西浜	乗用車	SXE10-0022957	黒
15弥004	海部郡飛島村西浜	乗用車	JZX81-5045138	白
15木002	海部郡飛島村金岡	日産 シーマ	FGY32-209469	黒
15木003	海部郡飛島村金岡	トヨタ コロナ	AT170-0023235	白
14閔003	海部郡弥富町大字楠一丁目	三菱 ディアマンテ	F12A-3001490	青
14閔006	海部郡飛島村金岡	トヨタ マークII	GX71-3195317	白

辞令

新	旧	氏名
依願退職	総務部危機管理室 主事	丸山 明 (7月31日)

審議会事項

名古屋港審議会委員の委嘱を、下記の者は解かれた。
小武山 智 安 (7月1日)
名古屋港審議会委員に、下記の者が委嘱された。
上 西 康 文 (7月28日)

発行所 名古屋市港区入船一丁目8番21号

名古屋港管理組合